

第8節 これからのごみ処理体制

1. 分別区分及び収集方法

本市では、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するため、ゼロ・ウェイストを目指してさらなるごみの減量・資源化の推進を図っていることから、引き続き、ごみの減量を市民・事業者との協働により推進するとともに、焼却量の削減に寄与する分別収集及びリサイクルを継続していくことが重要です。

生ごみ及び紙おむつは、資源化を図るため、市民に新たな分別の協力をお願いすることになります。特に生ごみの分別が困難な方については、柔軟な対応を図るとともに、分別ルールについて、区域ごとに分かりやすく丁寧に説明します。なお、紙おむつは、燃やすごみに区分していますが、家庭系ごみ有料化の適用除外品目であるため、有料袋を使用せずに排出されています。

生ごみの収集方法については、戸別収集及びクリーンステーション収集を想定していますが、今後、先進都市の状況を踏まえて決定していきます。なお、紙おむつについては、現状通り、クリーンステーション収集とします。

今後、リサイクル処理技術の進歩も期待されることから、既存の分別収集及びリサイクル方法については、必要に応じて柔軟な見直しを図ります。

2. 収集・運搬計画

(1) 基本的な考え方

ごみの収集・運搬は、市民生活に直結するものであり、市民の快適で衛生的な生活を確保し、適正なごみ処理を行うためには必要不可欠なものです。

(2) 家庭系ごみ

平成26年度（2014年度）までは、名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの二つの収集区域に分けていましたが、平成26年度（2014年度）末に今泉クリーンセンターでの焼却を停止したため、現在は名越クリーンセンターで市全域の燃やすごみを焼却しています。

戸別収集は、ごみ減量施策の一つであるとともに、ごみ出しに対する高齢者や子育て世代などの負担軽減が図れることや、高齢者の地域の見守り活動等に寄与するものと考えられます。また、排出状況の悪いクリーンステーションなどがなくなることで、収集環境・景観の向上やクリーンステーション周辺の市民の負担軽減に寄与することが期待できます。

戸別収集については、市民アンケート調査において戸別収集モデル地区で81.8%が実施に賛成している一方、クリーンステーション収集地区では75.2%がクリーンステーションのままで良いとするなど、戸別収集を経験した有無によって異なる考え方が

示されており、引き続き、費用負担を含む反対の理由や戸別収集のメリットなど改めて整理を行い、市民理解が得られるよう検討します。

特に、戸別収集の実施の検討に当たり、市民から早期に高齢者の負担軽減を図るべきとの意見を多くいただいています。補完策として現行の声かけふれあい収集では、市職員が週1回安否を確認しながらごみを収集しています。これまで、対象者を介護保険の居宅サービスを利用している高齢者のみの世帯等にしていましたが、対象者や収集方法等について制度の見直しを図ります。

排出方法や収集回数については、効率的な収集体制の見直しを行い、可能な限り処理経費の削減に努めます。

なお、収集は、ごみ・資源物ともに直営及び委託で実施します。

(3) 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者自らの責任において適正に処理することを基本とし、その収集運搬は一般廃棄物収集運搬業許可業者によるものとしています。

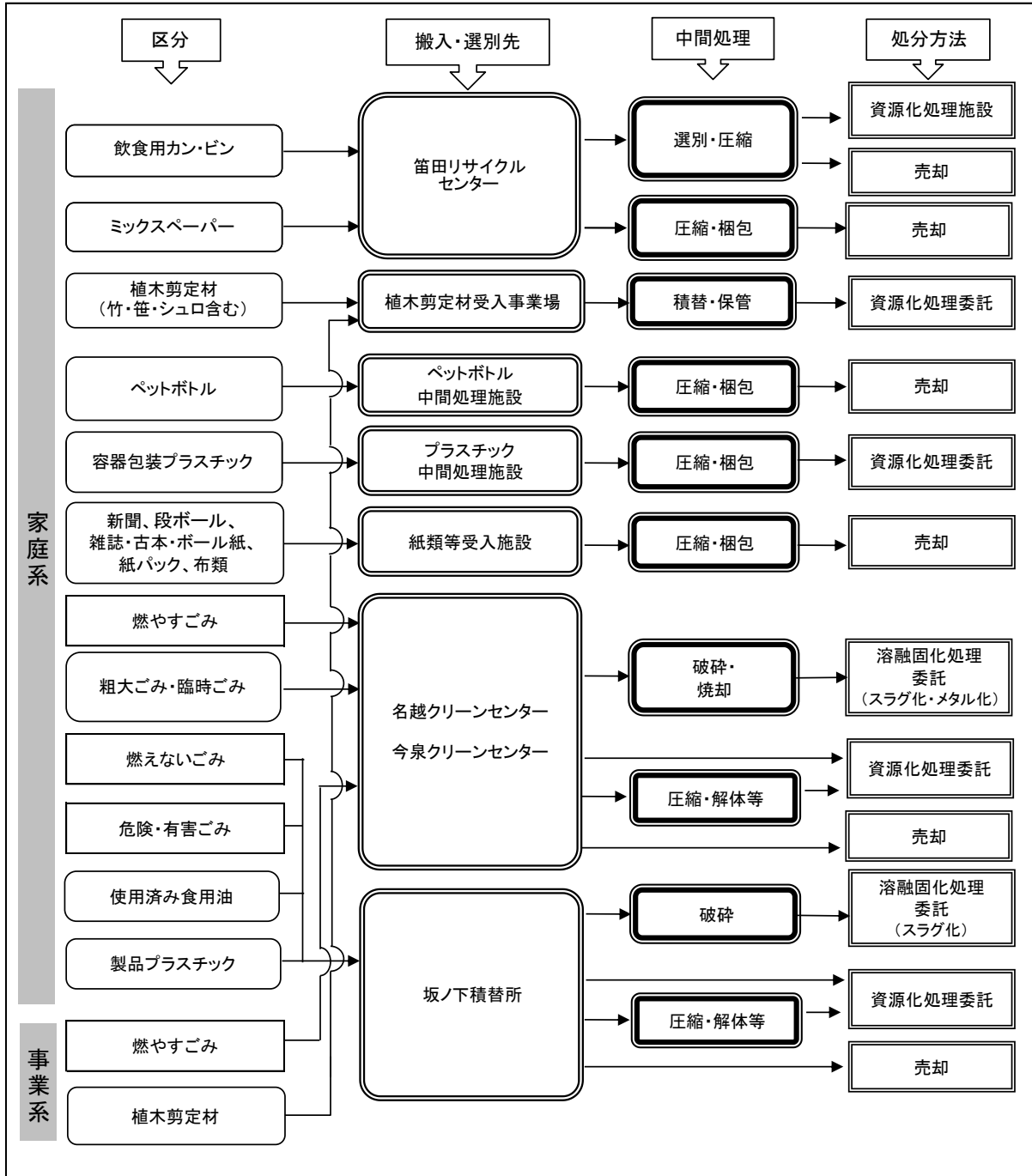
小規模事業所がごみの減量・資源化を行い、排出しやすい最適な適正処理体制を検討します。

焼却量の削減には、事業系生ごみを資源化することが有効な手段です。引き続き、大規模な生ごみ排出事業者には、大型生ごみ処理機の導入や登録再生利用事業者への搬入等による焼却量削減の協力を要請していきます。

3. 中間処理の方法

分別区分ごとの中間処理及び処分の方法は、次のとおりです。

図2-10 分別区分ごとの中間処理及び処分の方法



区分凡例：
 …資源物
 …ごみ

※軽車両の収集地区の搬入場所は異なる場合があります。

4. 焼却残さの処分計画


本市の焼却残さは全量を民間事業者へ委託し、溶融固化処理しており、最終処分場への埋め立ては行っていません。溶融固化処理は、ゼロ・ウェイストを目指す本市のごみ処理方針に合致しています。焼却残さの処理については、引き続き、溶融固化処理をはじめとし、技術の進歩や社会情勢の変化等に応じた処理方式を検討して実施します。

5. 在宅医療廃棄物の処理方法

在宅医療廃棄物の処理方法は、次のとおりです。「在宅医療廃棄物適正ガイドライン（平成20年（2008年）2月）」、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（平成20年（2008年）3月）」を参考に鎌倉市医師会等からの助言により整理しました。

(1) 市が収集する在宅医療廃棄物（非鋭利なもの）

表2-17 市が収集する在宅医療廃棄物

区分	廃棄物の種類	排出方法
バッグ類	蓄尿バッグ	<p>「燃やすごみ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中身等はトイレに捨てるなど空にする。 ・ ごみ袋に入れる前に、新聞紙やポリ袋で梱包する。 ・  がついているものも衛生的に処理をするため、「燃やすごみ」として排出する。
	ストーマ装具	
	点滴バッグ	
	CAPD用廃液バッグ	
	輸液バッグ	
ライン類	点滴ライン	
	CAPD用チューブ	
	CAPD用輸液ライン	
カテーテル類	ぼうこう留置カテーテル	
	自己導入カテーテル	
	口腔・気管内吸引チューブ	
布・紙類 (血液等付着含)	ガーゼ・脱脂綿類	
	使い捨て手袋	
	紙おむつ	
カン・ビン類	飲み薬用のビン	
	飲み薬以外のビン	「燃えないごみ」
	経管栄養剤のカン	

(2) 医療機関等に返却する在宅医療廃棄物（鋭利なもの、鋭利だが安全な仕組みを持つもの）

表2-18 医療機関等に返却する在宅医療廃棄物

区分	廃棄物の種類	排出方法
注射針	医師等が処置をした注射針	<p>「医療機関に返却」 「医師が持ち帰る」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関に返却するときは、針はカン・ビン等堅固な容器に入れて返却する。
	点滴セットの針	
	翼状針	
	インスリン用注射針	
	ペン型注射針	
	穿刺針（血糖値測定用）	
	連結管の針	
	ペン型自己注射カートリッジ	
医師が処置した注射器		

6. 災害廃棄物処理

大規模な震災や水害等が発生した場合には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、道路の通行不能等によって、平常時と同じ処理体制では、災害廃棄物への対応は困難であると想定されます。

そこで東日本大震災を踏まえた「鎌倉市地域防災計画（平成25年（2013年）2月改定のち平成26年（2014年）3月修正）」及び「災害廃棄物対策指針（平成26年（2014年）3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づいて平成30年（2018年）3月に「鎌倉市災害廃棄物処理計画」の見直しを行いました。今後、関係機関とバックアップ協定の締結など災害発生時に迅速かつ的確な対応を行える体制を構築します。